

## 平成26年産 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） の支払実績について

平成26年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績を取りまとめました。平成26年産の米価が大きく下落したことから、補てん総額は516.4億円となり、制度発足（平成19年産から）以来、最大となりました。

### ・ ナラシ対策の支払件数と補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成26年産	58,375	516.4億円

注1: 補てん総額は、国費と農業者拠出の合計です。

注2: 6月5日に公表した支払件数見込みは57,975件、補てん総額見込みは514.7億円でした。

### （参考1）過去のナラシ対策の支払件数及び補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成25年産	31,876	46.5億円
平成24年産	1,234	1.9億円
平成23年産	5,043	6.7億円
平成22年産	39,516	83.1億円
平成21年産	52,000	188.7億円
平成20年産	21,259	72.0億円
平成19年産	50,210	313.8億円

（参考2）ナラシ対策移行のための円滑化対策の支払件数は、521,620件、補てん総額は272.4億円となりました。

平成26年産ナラシ対策の支払額（平成27年7月31日現在）

全 国 都 道 府 県	加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)	(参考1) ※	(参考2) ※	
				米の10a当たり 補てん単価 (円/10a)	米加入面積10haの 場合の補てん額の推計 (万円)	
全 国	69,741	58,375	516.42	22,157	221	
北 海 道	18,830	11,495	84.93	10,836	108	
東 北	青 森 県	2,060	1,984	21.16	22,652	226
	岩 手 県	2,003	1,945	23.36	20,533	205
	宮 城 県	2,689	2,407	24.37	20,376	203
	秋 田 県	6,177	6,044	60.49	23,535	235
	山 形 県	5,177	5,098	37.24	19,159	191
	福 島 県	2,041	1,999	18.73	22,179	221
関 東	茨 城 県	1,509	1,402	11.24	21,708	217
	栃 木 県	2,956	2,882	27.10	22,355	223
	群 馬 県	478	465	5.45	19,126	191
	埼 玉 県	377	335	3.18	19,852	198
	千 葉 県	175	164	2.04	21,645	216
	東 京 都	—	—	—	17,297	172
	神 奈 川 県	67	67	0.13	20,910	209
	山 梨 県	47	42	0.21	19,188	191
	長 野 県	605	568	10.89	25,819	258
静 岡 県	151	149	2.40	19,932	199	
北 陸	新 潟 県	9,028	8,662	54.23	14,538	145
	富 山 県	1,280	1,126	25.74	23,420	234
	石 川 県	1,145	1,068	14.35	22,075	220
	福 井 県	882	762	10.53	21,854	218
東 海	岐 阜 県	468	395	6.75	20,271	202
	愛 知 県	360	158	1.61	18,436	184
	三 重 県	585	409	4.19	20,921	209
近 畿	滋 賀 県	1,357	1,149	13.05	21,685	216
	京 都 府	178	164	1.09	20,279	202
	大 阪 府	6	5	0.01	20,836	208
	兵 庫 県	682	676	1.89	19,599	195
	奈 良 県	11	10	0.02	21,447	214
	和 歌 山 県	4	4	0.00	20,694	206
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県	156	134	1.92	20,744	207
	島 根 県	441	436	5.26	21,315	213
	岡 山 県	304	289	2.87	20,591	205
	広 島 県	311	303	4.46	21,021	210
	山 口 県	657	529	3.87	20,097	200
	徳 島 県	32	30	0.22	19,249	192
	香 川 県	319	278	3.75	20,176	201
	愛 媛 県	290	263	1.46	19,818	198
	高 知 県	70	65	0.38	19,686	196
九 州	福 岡 県	1,069	488	2.51	15,853	158
	佐 賀 県	1,092	872	11.98	21,176	211
	長 崎 県	173	106	0.57	17,114	171
	熊 本 県	861	718	3.26	20,128	201
	大 分 県	919	670	2.40	19,842	198
	宮 崎 県	1,290	1,154	2.59	21,657	216
鹿 児 島 県	411	388	2.50	20,390	203	
沖 縄 県	18	18	0.05	11,807	118	

(注1) 加入件数は、平成26年7月31日時点の積立金納付者の件数である。

(注2) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

※ 米の10a当たり補てん単価及び米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、20%コースの場合。米のみで試算したものであり、実際の支払では、麦・大豆等との合算相殺がある。また、(参考2)の米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、表記上、1万円未満は切り捨てている。

# ナラシ対策とは

## 米価が下落した際に収入を補てんする 保険的制度です。

### 1 対象者

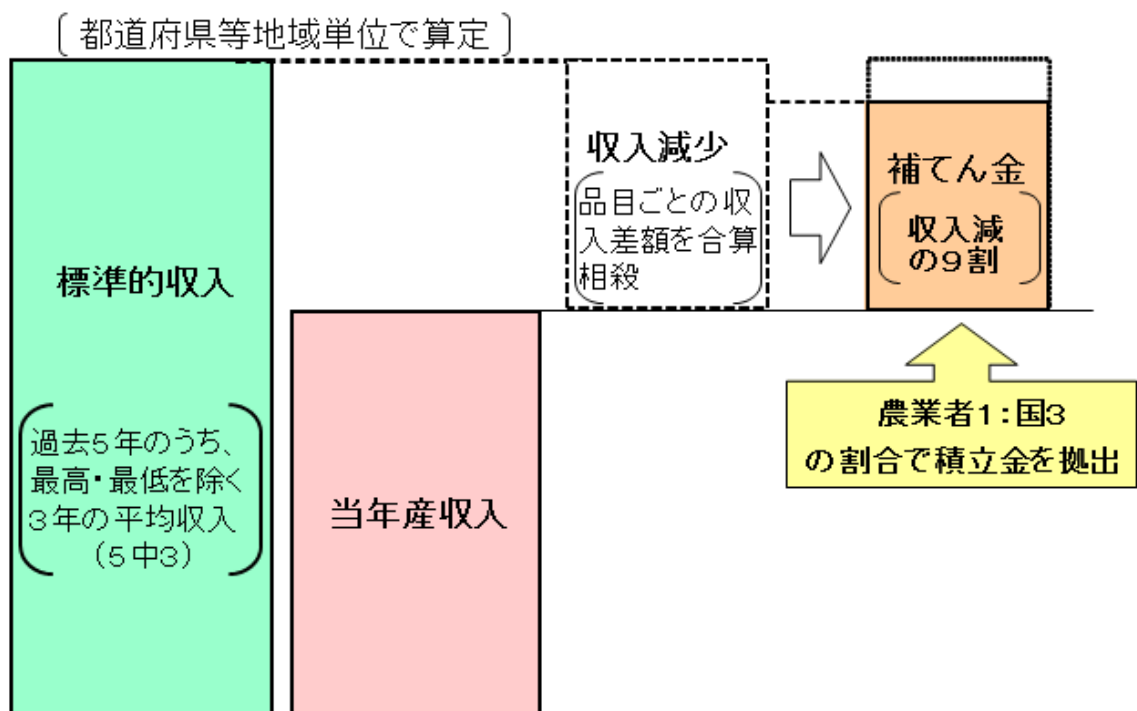
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象  
(規模要件はありません)

### 2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

### 3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、**その差額の9割**を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。